

# 福岡市燃料費等高騰の影響を受けた事業者支援事業《拡充》

燃料費等高騰の影響を受けた市内中小企業の事業継続と雇用の維持を支援する「燃料費等高騰の影響を受けた事業者支援金」です。

**既に支給された方も対象です。**

## 支給要件

令和4年4月から12月までの燃料費及び光熱費の使用量(事業用)から算定する価格高騰の影響額が5万円以上の市内中小企業者等(個人事業者含む)。

## 支給額

令和4年4月から12月までに使用した燃料費及び光熱費について、**60万円を上限**に価格高騰の影響額の1/2を支援します。

なお、価格高騰の影響額については、燃料費及び光熱費の種類ごとに、予め、市が金額(単価)を設定し、各事業者の使用量により算定します。

支援対象経費	A 上昇単価	B 使用量	C 価格高騰分
電気	4～9月 3.6円/kwh 10～12月 6.8円/kwh	令和4年4月 から12月までの 使用量(事業用)	支援対象経費ごとにAにBを 乗じて算出(A×B)
ガソリン、軽油、重油、灯油	18円/L		
オートガス(タクシー)	10円/L		
オートガス(タクシー除く)	32円/L		
LPガス	70円/m <sup>3</sup>		
都市ガス	4～9月 40円/m <sup>3</sup> 10～12月 60円/m <sup>3</sup>		
<b>支援金額</b>			Cの合計額(価格高騰の影響額) の <b>2分の1、上限60万円を支援</b>

※高齢者福祉施設、介護サービス事業所、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、保育所、児童養護施設、障がい児支援施設、障がい児福祉サービス事業所等については、別途、市の支援があるため、本事業の対象外です。

## 申請期間

**令和5年3月1日(水)～5月31日(水)**

## 申請方法

- ① オンライン申請〈二次元バーコード〉  
<https://fukuokacity-nenryoukoutoushien.jp/>
- ② 郵送申請(5月31日消印有効)



3月1日午前9時から  
オンライン申請受付開始

## 問い合わせ先(申請書の書き方、申請方法等)

**福岡市燃料費等高騰支援事務局**

電話番号：092-718-1481

受付時間 9：00～17：00 月～土曜日(日曜日・祝日は除く)